

八王子市立小・中学校における 働き方改革推進プラン

平成 30 年 8 月
八王子市教育委員会

目次

1	目的	1
2	目標値の設定	1
3	取組の方向性	2
4	取組の体系図	3
5	具体的な取組	5
6	評価・検証	8
7	国・都への要望及び保護者・地域への働きかけ	8
	(資料) 人的サポート一覧	9

1 目的

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、求められる役割は拡大し、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした社会的要請や期待に応えることが、一方で長時間労働という形で既に表れており、教員を対象に実施した勤務実態調査によって、極めて深刻な状況であることが明らかになっています。

現在、教員が行っている広範囲にわたる業務の役割分担の見直しや適正化など、教員の長時間労働の要因を見直し、教員が本来の業務に専念できる勤務環境を整えることで、教員一人一人が心身共に健康を保ち、誇りとやりがいをもって働くことができるようになり、そのことが学校運営の持続性を高め、子どもの教育に良い影響を与えるものであります。

このため、八王子市教育委員会は、「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン」を策定し、上記の目的のため、本プランに掲げる各取組を着実に推進していきます。

2 目標値の設定

■「過労死ライン」相当の長時間労働の解消を目指し、当面の目標として「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。」と設定します。

(在校時間には、部活動の引率など、学校外での公務の時間を含む。)

■働き方改革プランの実効性を検証するために、教員に対する意識調査を実施していきます。

平成29年6月に東京都教育委員会が実施した東京都公立学校教員勤務実態調査では、週当たりの総在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在（教諭の場合、小学校37.4%、中学校68.2%）していることが明らかとなっています。本市においても、平成30年6月に実施した都の調査から同様の傾向が伺えました。

参考：平成30年6月調査(スクール・サポート・スタッフ状況把握調査)より

	校長		副校長		教諭		養護教諭	
小学校(70校中20校)	20人	(5)	21人	(14)	414人	(120)	13人	(2)
中学校(38校中7校)	7人	(2)	7人	(6)	127人	(59)	5人	(1)

※教員の勤務状況が把握できた学校について分析。()は、調査人数のうち60時間を超える人数。

3 取組の方向性

教員の長時間労働を改善し、目標を達成するとともに教員の負担軽減を図り、誇りとやりがいをもって職務に従事するためには、教員業務や部活動など役割分担の見直しや、教員の意識改革、人員体制の確保など、様々な観点から見直しを進めていく必要があります。

このため、本プランでは、以下の4点を「取組の方向性」として設定し、各具体的な取組を総合的に進めていきます。

(1) 教員業務等の見直しと業務改善の推進

- 教員の専門性を踏まえ、役割分担の見直しや、ICT化の推進など、教員業務の改善・適正化を図っていきます。
- 中学校の部活動の在り方を見直し、適正化を図るとともに、部活動指導員の活用を充実していきます。

(2) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

- 在校時間を適切に把握し、仕事を組織的・効率的かつ効果的に進められる仕組みの構築を行います。
- 管理職のマネジメント力向上を図るための研修などを実施し、管理職を含めた教職員一人一人が勤務時間を意識した働き方が実践できるよう、意識改革を推進していきます。

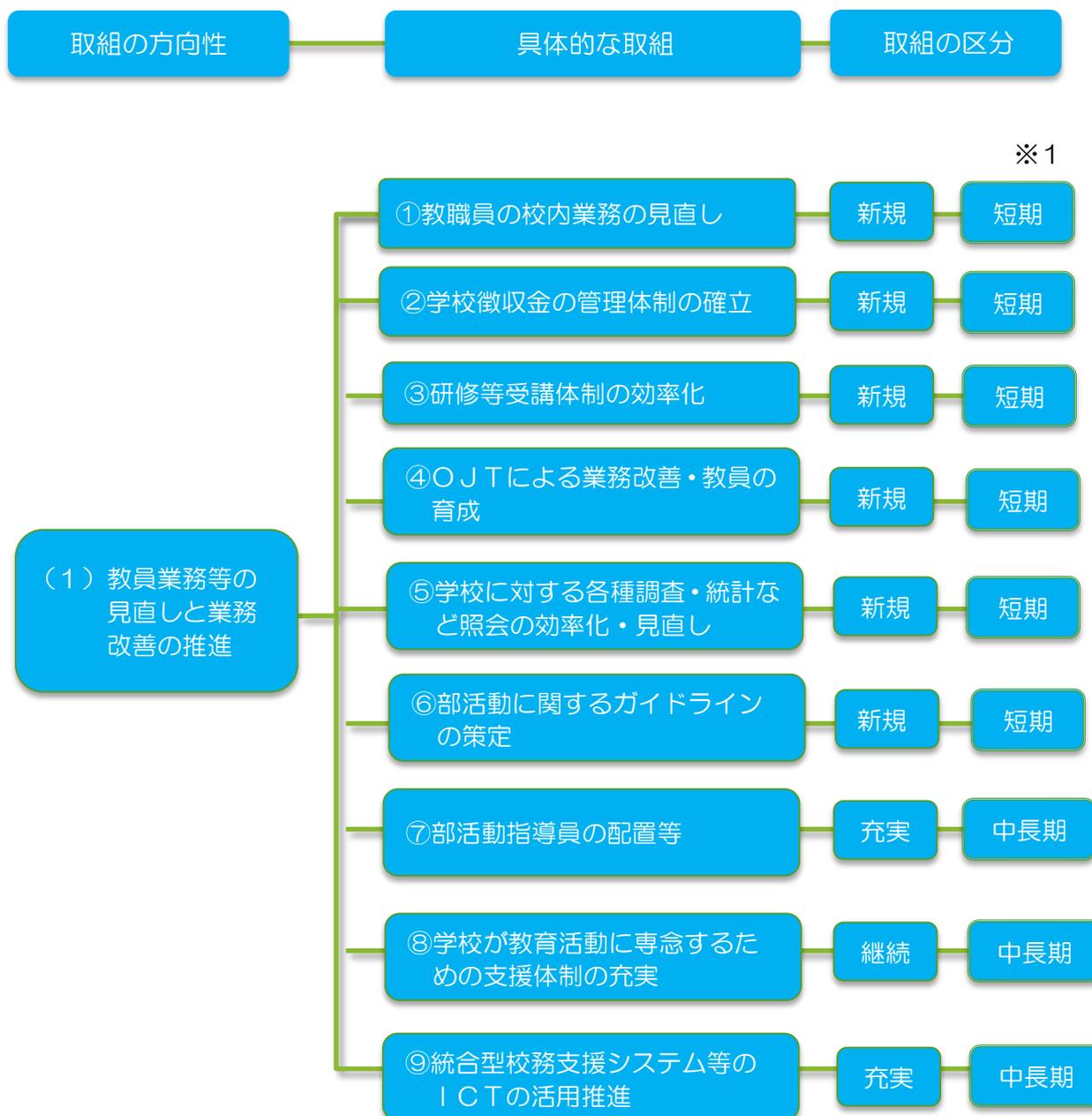
(3) 学校を支える人員体制の確保

- 専門スタッフ等との協働による「チーム学校」としての体制を整備するため、スクール・サポート・スタッフなど専門スタッフや、ボランティアスタッフの確保・拡充を図ります。
- 学校運営協議会など地域との協働活動を通じた学校支援活動を充実させていきます。

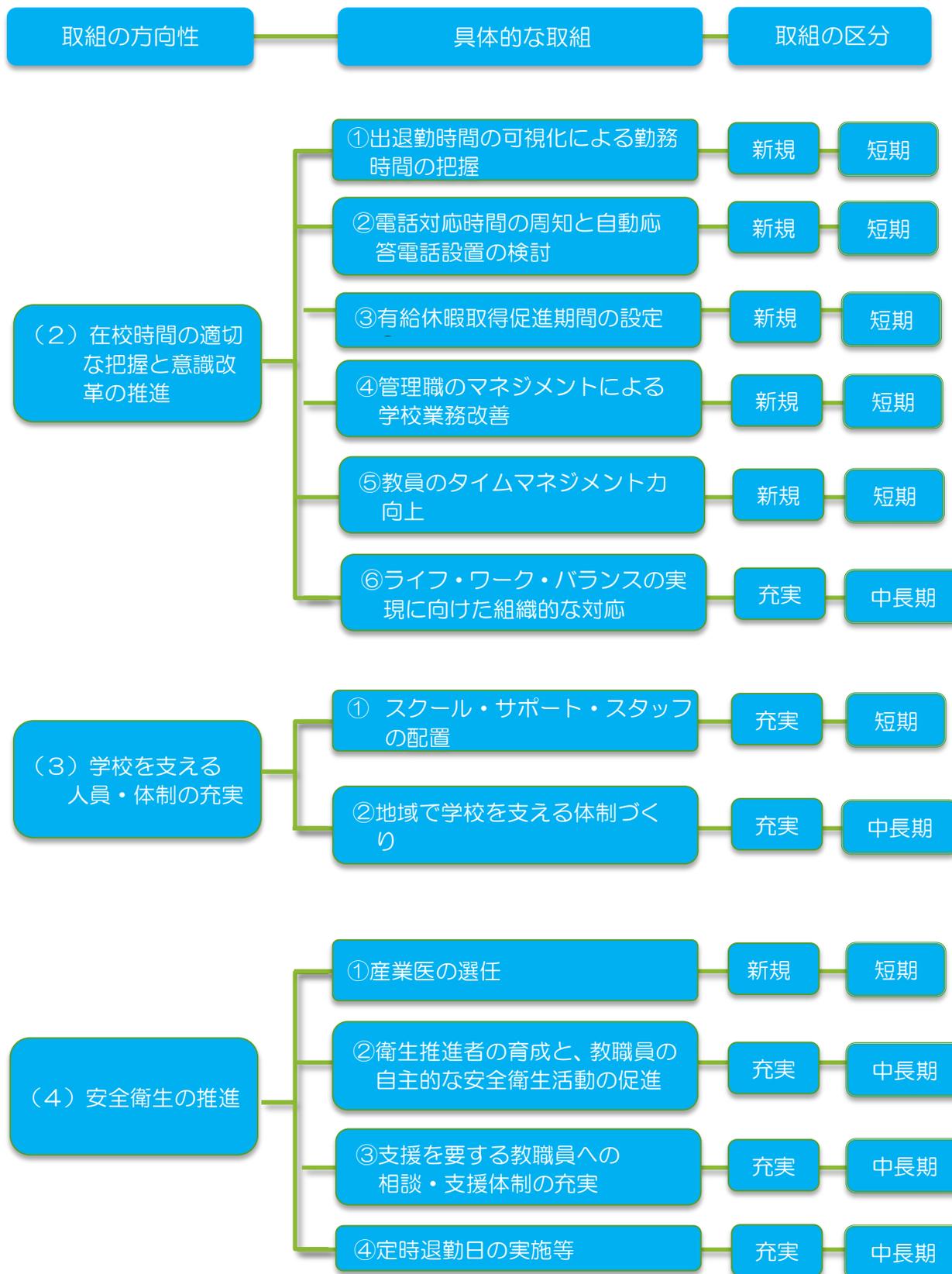
(4) 安全衛生の推進

- 「産業医」の選任や「衛生推進者」の育成など、教員が疲労や心理的負担により心身の健康を損なうことのないよう、安全衛生の取組を推進します。

4 取組の体系図



※1 取組の区分における「短期」は、概ね3年以内に取り組むもの。



5 具体的な取組

(1) 教員業務等の見直しと業務改善の推進

① 教職員の校内業務の見直し

新たな検討会を立ち上げ、事務職員・用務員を含めた教職員、特に副校長の業務を調査・分析し、それぞれの役割分担について方向性を示していきます。

② 学校徴収金の管理体制の確立

文部科学省の通知等において、「基本的には学校以外が担うべき業務」として示された学校徴収金について、私費会計(教材費)事務の手引を見直し、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収を基本とするなど、統一的な管理を進めます。

③ 研修等受講体制の効率化

- ・研修や連絡会などの実施時期を調整し、まとまった休暇を取りやすい環境を整えます。
- ・研修会場に集まることなく、所属校で研修が受講できる「e ラーニング研修」や、複数の研修会場で同時に同じ研修が実施できる「サテライト研修」の導入を進めます。

④ OJTによる業務改善・教員の育成

モデル校を設定し、OJTによる「職員の意識改革」、「効果・効率的な仕事の進め方」などの業務改善を進めながら、教員の育成を図っていきます。

⑤ 学校に対する各種調査・統計など照会の効率化・見直し

- ・本市教育委員会から全校宛てのメールによる照会文書等を集約し、効率的な運用・改善を行います。
- ・夏季における一定期間にノーメールデーを実施し、有給休暇等の取得を促進します。

⑥ 部活動に関するガイドラインの策定

「(仮称)八王子市教育委員会 八王子市立学校に係る運動部活動の方針(案)」を策定し、競技レベルを維持しつつ、活動時間の縮減を図るなど部活動の見直しを図ります。

⑦ 部活動指導員の配置等について

- ・教員の代わりに部活動指導や大会への引率にあたる部活動指導員の配置の拡充を図り、教員の負担軽減を図ります。
- ・部活動の運営が困難な学校に対して、外部指導員の配置や「拠点校方式による部活動」及び「合同部活動方式による部活動」といった広域学校部活動を実施し、教員の負担軽減を図ります。

- ⑧ 学校が教育活動に専念するための支援体制の充実
学校だけでは対応が困難な場合に「弁護士による法律相談」など、関係機関との連携により、学校を支援し、学校で発生する問題に即して迅速に対処していきます。
- ⑨ 統合型校務支援システム等のICTの活用推進
- ・校務負担の軽減を図るために、平成29年4月より、全小・中学校で運用を開始した校務支援システムの利活用を推進していきます。
 - ・全小・中学校に非常勤教員及び学校事務職員用の校務用コンピューターを配備するなど、ICT環境の充実を図っていきます。

(2) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

- ① 出退勤時間の可視化による勤務時間の把握
業務改善を進めていく基礎として、勤務時間の適切な管理は必要不可欠であることから、ICTを活用し、勤務時間を客観的に把握するとともに、適正に管理していきます。
- ② 電話対応時間の周知と自動応答電話設置の検討
- ・学校における電話対応について、対応できる時間を設定し、市民に周知することで勤務時間外電話対応の教員の負担を減らします。
 - ・自動応答電話の設置については、実態を把握し、その有効性について検討を行います。
- ③ 有給休暇取得促進期間の設定
夏季における一定期間を有給休暇の取得促進期間と定め、連続した休暇を取得しやすい環境を整えていきます。
- ④ 管理職のマネジメントによる学校業務改善
管理職を対象に、学校経営力向上のための研修を実施し、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント能力を高めていきます。
- ⑤ 教員のタイムマネジメント力向上
教員を対象に、「時間」を意識したタイムマネジメント力向上に関する研修を実施し、各教員の効率的・効果的に業務を遂行する意識を高めることで超過勤務の縮減を図っていきます。
- ⑥ ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた組織的な対応
全小・中学校において、校長・副校長の「職務上の目標」及び「学校経営計画」に、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組について設定することで、組織的な対応を進めていきます。このことにより子育てや親の介護が必要な時期においても教員が働きやすい環境を整えていきます。

(3) 学校を支える人員・体制の充実

① スクール・サポート・スタッフの配置

授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務などを行う「スクール・サポート・スタッフ」を全校に配置し、教員の負担軽減を図ることで、教員が児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる環境を整えていきます。

② 地域で学校を支える体制づくり

平成31年度に全校設置される学校運営協議会の役割の一つとして、地域のネットワークを活かした教育活動の充実を図るとともに、地域学校協働活動推進員(学校コーディネーター)と連携し、人材の確保を図っていきます。

※このほか、「人的サポート一覧」を巻末(9ページ以降)に掲載しています。

(4) 安全衛生の推進

① 産業医の選任

産業医を選任し、健康診断等を通じて、教職員の健康管理を行うとともに、教職員の勤務実態、学校の衛生状態等の点検を行う体制を整備し、安全衛生の充実につなげます。

② 衛生推進者の育成と、教職員の自主的な安全衛生活動の促進

各校で選任している衛生推進者の育成及び活躍を促進する仕組みづくり(ブロック会議)を行うことで、各学校・教職員一人ひとりの安全衛生意識の高揚と、自主的な安全衛生活動を促進します。

③ 支援を要する教職員への相談・支援体制の充実

- ・ハラスメントに関する相談や苦情に対応している相談員や、ハラスメント苦情処理委員会委員に対し研修等を実施し、個々の事案への支援力の向上を図ります。
- ・教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)の活用を推奨し、面接指導を勧奨するなど、高ストレス状態にある教職員へ、よりきめ細かい対応を行います。

④ 定時退勤日の実施等

各学校の実情に応じた定時退勤日の設定や、ライフ・ワーク・バランス推進月間を設けることにより、個人の意識改革を促し、ライフ・ワーク・バランスの充実に取り組んでいきます。

6 評価・検証

「八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン検討委員会」において、プランの実施状況、目標の達成状況を評価・検証するとともに、法令の改正など社会情勢の変化や目標の達成状況など、必要に応じて見直しを図るPDCAサイクルを運用して改善していきます。

7 国・都への要望及び保護者・地域への働きかけ

学校における持続可能な勤務環境の整備や、教員の長時間労働の改善は、自治体や個々の学校の取組だけで実現できるものではありません。根本的な解決のためには、抜本的な制度改正等が必要不可欠であり、教員定数の充実や業務改善にかかる財政支援策の拡充など、国や東京都に対して要望していきます。

また、教員の勤務環境の実態や、その改善に向けた働き方改革の取組の趣旨について、保護者や地域の方など、学校の支援者や関係者に御理解いただくことが重要であることから、今後、教育委員会は、学校と連携し、効果的な情報発信を行っていきます。

(資料) 人的サポート一覧

No	区分	名称	概要	
1	安全支援	スクールガードリーダー	教育委員会が委嘱した警察官OB等のことで、学校や通学路等を巡回し、PTAや地域の学校安全ボランティア等への指導、安全に関する学校の取組への助言、危険箇所の点検や不審者への適切な対応について指導を行う。	
2		学校安全 ボランティア	児童生徒の安全を目的として、学校と連携しながら登下校時の見守り活動や通学路のパトロールなどに取り組んでいる保護者や地域の方々などのボランティアのこと。	
3	学習支援	小中一貫教育推進講師	教員免許状を有し、小・中学校教員相互の授業等における連携の充実と小中一貫教育推進のため、中学校の該当教科担任が小学校での授業を行う場合、中学校での授業を担当、中学校での該当教科の少人数・チーム・ティーチング等の指導、小学校での該当教科の指導や、担任と合同での授業などを行う。	
4		アシスタントティーチャー	少人数学習集団による指導や、習熟度別学習を行う際にチーム・ティーチングによる指導を行う。児童・生徒の学力向上を図ることを目的とした教員免許を取得している授業補助教員が、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等の指導補助を行う。	
5		学習協力者等ボランティア 学習アシスタント	授業補助、児童・生徒との交流など、特に資格等は必要としないボランティア。	
6		ゲストティーチャー	地域講師、社会人講師、伝統芸能指導者など、一定の専門知識、技術、免許等を有するボランティア。	
7		土曜日及び放課後等の補習支援ボランティア	放課後(朝も含む)や土曜日(長期休業中も含む)に行う学習支援をするボランティア。	
8		外国籍等児童生徒就学時支援者(小・中)	日本の生活や言葉などが全く理解できず、日本語によるコミュニケーションが難しい場合の就学時に、初期指導として一定期間、母語を理解できる支援者を在籍校に派遣する。	
9		学習支援(図書)	学校司書	学校図書館の運営を支援し、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用・活用の一層の促進に資する専門職。
10			学校図書館サポートセンター指導員	学校図書館活動全般に関する総合的な支援を行う専門職。
11	学校図書館ボランティア		読み聞かせ、書架整理、装飾や本の修理など学校図書館の環境整備のボランティア活動に取り組んでいる保護者や地域の方々。	
12	特別支援関係	学校サポーター	各学校の指導方針や個別の教育支援計画に沿って学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童・生徒のいる学級をサポートする有償ボランティアのこと。	
13		特別支援ボランティア(全小・中対象)	特別な支援が必要な児童生徒に対して、担任の補助する活動を行うボランティア。	
14		支援員	特別な支援が必要な児童生徒に対して、特に1対1での対応が必要な重いケースの場合に配置される教員免許を持った臨時職員。	
15		看護師	医療的ケアの必要な児童生徒が在学した場合に、程度に応じて配置される看護師資格を持った臨時職員。	
16		特別支援学級指導補助員(小・中)(固定学級)	特別支援学級に配置される、教員免許を持った臨時職員。指導補助員は、学級担任と連携をし、学級運営のサポートを行っていく。	
17		特別支援学級校外学習付添員(小・中)(固定学級)	学級の状況に応じて、日帰り遠足、校外学習、修学旅行等の校外行事に同行し、教員と連携しながら必要な支援を行っていくボランティア。	
18		特別支援 サポーター(小・中)(固定学級)	特別支援学級に配置されるボランティアで、学級担任と連携し学級運営のサポートを行っていく。	

No	区分	名称	概要
19	校務支援	スクール・サポート・スタッフ	教員の負担軽減を図るとも、児童・生徒への指導や教材研究等に取り組む時間を確保し、指導力の向上につなげるため、教員に代わって学習プリントの印刷や授業準備、採点業務の補助などを行う臨時職員。
20		地域学校協働活動推進員 (学校コーディネーター)	学校の要請に応じて、教育支援ボランティアを活用できるよう、登録されたボランティアとの連絡調整を行う人。
21		介助看護師等(定期健康診断、就学時健康診断)	学校の健康診断を安全かつ円滑に実施することを目的として、介助にあたっている有償ボランティアのこと。
22	相談・登校支援	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士の資格を持ち、小・中学校の不登校やいじめ対策として、福祉の専門的な立場から、学校訪問や家庭訪問などにより、教員と保護者の関係を調整したり、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携を図って子どもの環境改善を支援する。
23	部活動支援	部活動指導員	中学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図るため、部活動の実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能指導、学校での活動(大会・練習試合等)の引率、年間・月間指導計画の作成などを行う。
24		部活動指導補助員(外部指導員)	部顧問教員の監督のもと、顧問教員を補佐し必要な技術の指導及び助言を行う。また、試合などで校外で部活動を行う際には、顧問教諭の引率がある場合に限り同行できる。

八王子市立小・中学校における働き方改革推進プラン

平成30年8月発行

発行：八王子市教育委員会

編集：学校教育部教職員課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7404

ファックス 042-627-8811

E-mail b301900@city.hachioji.tokyo.jp